

月報 (令和元年 11月号)

いしのまき

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
 (石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158
 FAX 0225-22-2442

1 一般職業紹介状況 (令和元年9月内容) について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.56倍となり、前年同月比では0.11ポイント下回り、前月比では0.02ポイント上回りました。

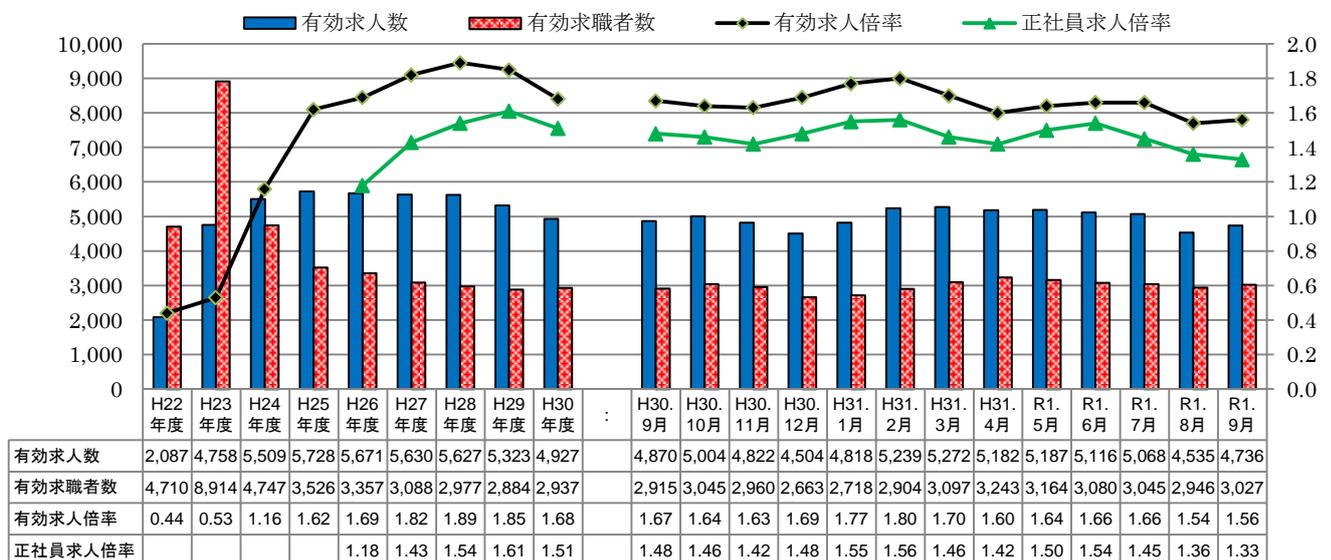
【求人のようにす】

- 新規求人数は1,811人で、前年同月比で5.8%減(前年同月差112人減)、前月比で40.9%増(前月差526人増)となりました。
- 月間有効求人数は4,736人で、前年同月比で2.8%減(前年同月差134人減)、前月比で4.4%増(前月差201人増)となりました。

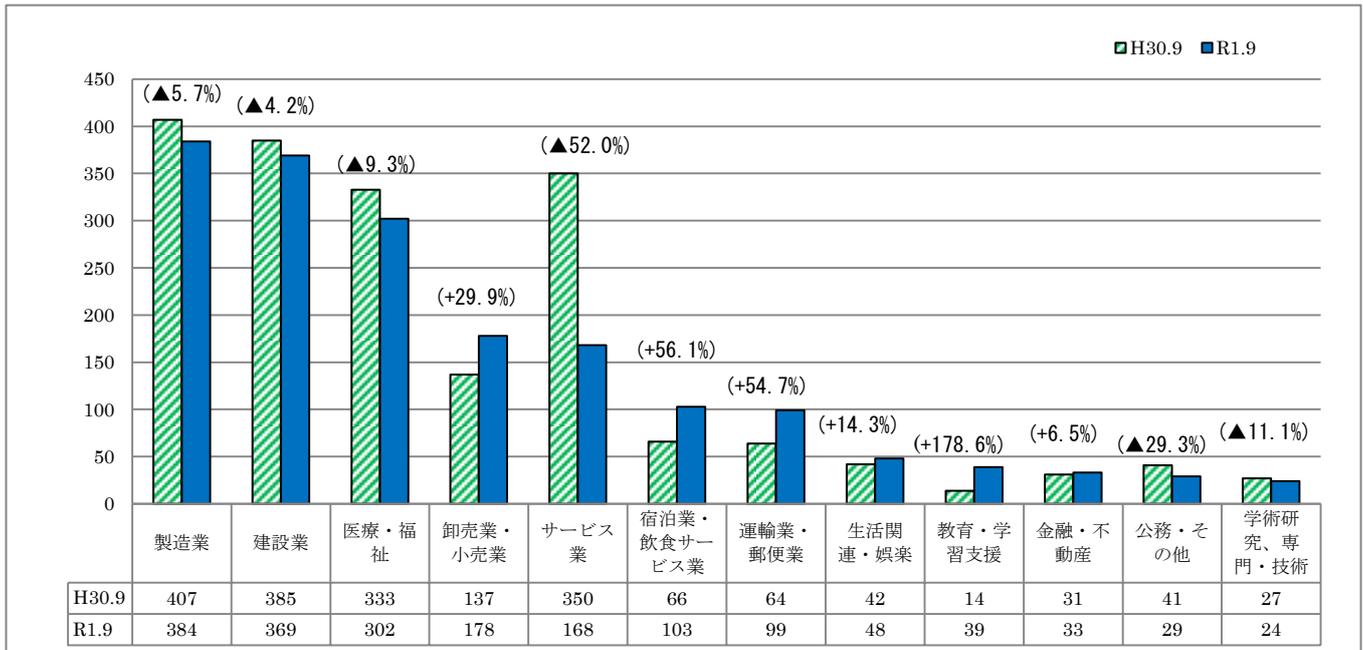
【求職のようす】

- 新規求職者数は818人で、前年同月比で11.4%増(前年同月差84人増)、前月比で21.2%増(前月差143人増)となりました。
 - 月間有効求職者数は3,027人で、前年同月比で3.8%増(前年同月差112人増)、前月比で2.7%増(前月差81人増)となりました。
- 月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,520人で50.2%、45歳以上54歳以下は636人で21.0%、55歳以上は871人で28.8%となっています。

求人・求職の状況



2 産業別：主な新規求人の状況



新規求人数を主な産業別で見ると、卸売業・小売業が178人で、前年同月比29.9%増（前年同月差41人増）、宿泊業・飲食サービス業が103人で、同56.1%増（同37人増）、運輸業・郵便業99人で、同54.7%減増同35人増）となりました。

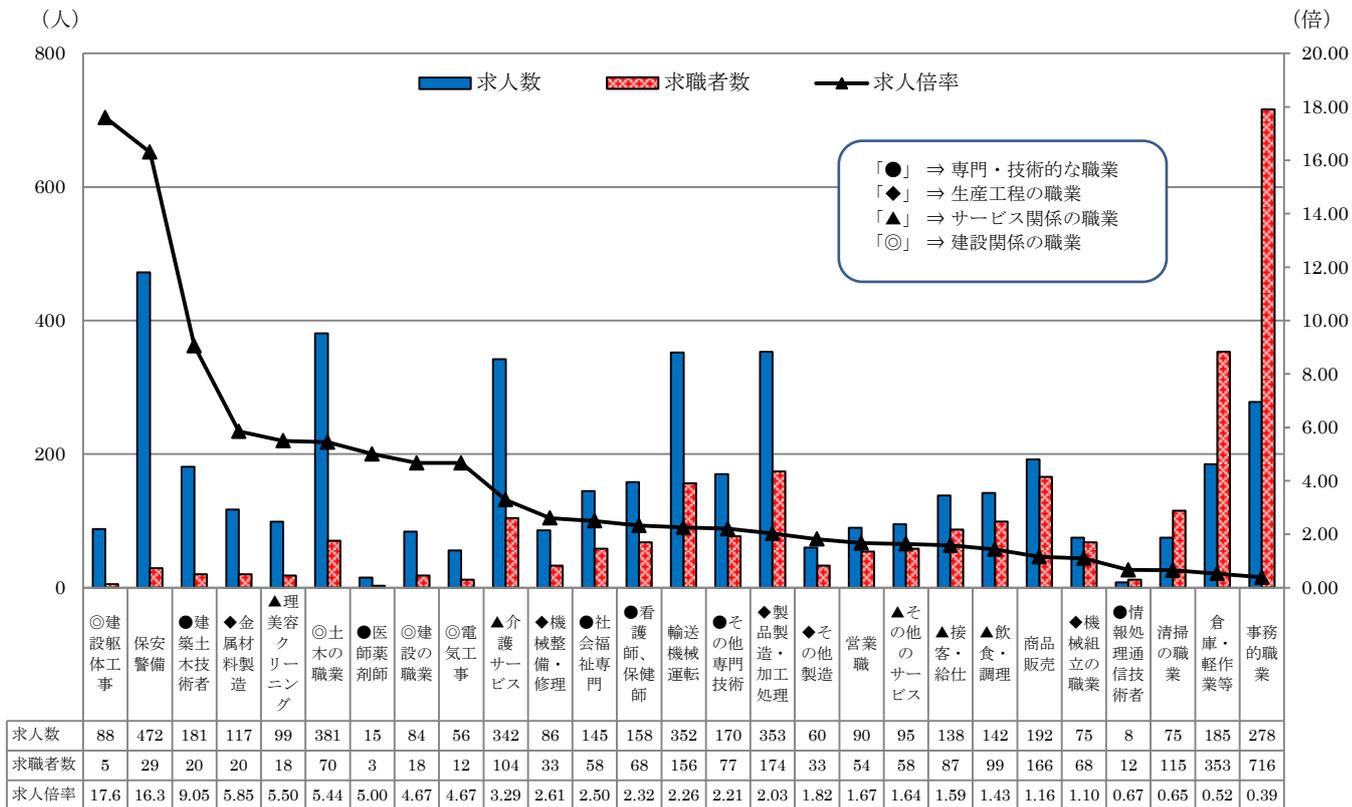
一方、製造業が384人で、同5.7%減（同23人減）、建設業が369人で、同4.2%減（同16人減）、医療・福祉が302人で、同9.3%減（同31人減）、サービス業が168人で、同52.0%減（同182人減）となりました。

3 一般職業紹介状況（パート含む）

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数		1,811	*	*	40.9	▲5.8
月間有効求人数		4,736	*	*	4.4	▲2.8
新規求職者数		818	381	436	21.2	11.4
うち雇用保険受給者		160	79	81	33.3	▲5.3
月間有効求職者数		3,027	1,396	1,622	2.7	3.8
うち雇用保険受給者		945	397	548	▲2.6	▲1.4
求人倍率	新規	2.21	*	*	0.31 P	▲0.41 P
	有効	1.56	*	*	0.02 P	▲0.11 P
紹介件数		1,049	495	554	12.3	4.4
うち雇用保険受給者		202	112	90	9.8	4.7
就職件数		361	164	197	15.7	20.3
うち雇用保険受給者		81	40	41	11.0	8.0
新規就職率		44.1	43.0	45.2	▲2.1 P	3.2 P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

4 求人・求職バランス（職業別・常用）



※ パートを含み、臨時を除く常用
 ※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

5 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	61	9	30	18	4	7.0	125.9
新規登録者数	41	4	25	10	2	13.9	272.7
就職件数	10	4	0	5	1	▲9.1	233.3
月末現在有効求職者数	530	149	93	242	46	10.2	24.4

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等

6 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	12	*	*	0.0	300.0
	廃止事業所数	50	*	*	455.6	47.1
	月末現在事業所数	4,157	*	*	▲1.0	0.1
被保険者関係	資格取得者数	520	297	223	1.8	▲5.3
	資格喪失者数	582	329	253	▲3.2	▲11.4
	離職票交付件数	404	*	*	17.4	▲8.6
	月末現在被保険者数	46,659	27,130	19,529	▲0.2	0.1
給付金関係	受給資格決定数	188	94	94	29.7	▲2.6
	一般給付受給者数	636	265	371	1.3	5.1
	一般給付金額（千円）	70,644	33,371	37,273	3.7	8.7

※ 金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合ある。

2020年1月6日から

ハローワークの利用方法が変わります

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

ポイントその1：新サービスは、「求人者マイページ」の開設により、会社のパソコンから求人の申込みができるようになります。（求職者も、スマホやパソコンで、ハローワークの求人を見ることができます）

ポイントその2：新しい求人票で、より詳しく会社の情報を求職者に提供できるようになります。

多くの求職者の方々に、より詳しい求人情報や事業所情報を提供できるよう、求人票の様式も変更となります。求人票の様式変更や公開方法が変わることに伴い、今後、求人条件や事業所情報などについて内容確認や追加情報の登録を行っていただく必要があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、下記厚生労働省のホームページで確認ください。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06574.html

被災された事業主の皆さまへ**令和元年台風19号の被害に伴う各種支援のご案内****◆この度の台風19号の被害を受け、事業の休業などを行わざるを得ない場合**

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、雇用調整助成金や、雇用保険制度の特別措置もご活用いただくことで、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。

1 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます。

台風19号の被害による「経済上の理由」（例：損壊した施設設備等の修理に必要な修理業者の手配や部品の調達が困難等）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づく休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金を利用できます。

2 失業給付について、従業員にお知らせください

災害救助法の適用地域内（宮城、岩手、福島など）に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃業したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（一定の要件あり）。なお、この特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります）

◆各種助成金の支給申請

台風19号の被害を理由にハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。

※ 詳しくはハローワークまたは労働局にお問い合わせください。